

# 小矢部川流域下水道 幹線計装設備等保守点検業務委託仕様書

## 1 目的

この仕様書は、標記業務委託の仕様書として、当該業務に必要な事項について定めるものとする。

## 2 業務範囲

本業務は、小矢部川流域下水道幹線管渠に設置されている pH 計、流量計、マンホールポンプ場及び伏越警報装置の保守点検及び校正等を行うものであり、点検対象設備及び設置場所は別紙 1-1～5 のとおりとする。

## 3 業務内容

本業務の保守点検一般事項は以下のとおりとし、その点検周期については、別紙 2-1～3 を参考に業務計画書に記載し、発注者の許可を得て実施するものとする。

なお、点検の報告書は別紙 3-1～5 を参考に作成するものとする。

### (1) pH 計及び流量計

#### ア 月例点検

##### (ア) pH 計

- a 電極（センサー部）洗浄及び釜場周辺清掃
- b 電極及びジャンクションの状態良否
- c 電解液の残量確認と補充
- d 校正（現場指示値及びポータブル pH 計指示値の記録）
- e 校正（標準液 4pH、7pH による指示校正）
- f 校正後の中央監視表示値と現場指示値の比較
- g その他不適合箇所の是正

##### (イ) 流量計

- a フリューム内の清掃及び外観破損、損傷状態の良否
- b 水位測定（検尺棒による実水位測定と現場指示水位との比較）
- c 清掃前後の中央監視指示値と現場指示値の比較
- d その他不適合箇所の是正

#### イ 精密点検

##### (ア) pH 計

- a 電極、リード線の絶縁測定
- b 電極ホルダー内部の清掃
- c 液ポンプ、チューブの破損、損傷状態の良否
- d 電線路の付着物の除去
- e 電線路の指示金物等腐食有無の確認

(イ) 流量計

a 水路部点検整備

(a) センサー部点検整備

- i 土砂、汚泥の堆積、ごみの付着
- ii 固定状態
- iii その他

(b) P B F 部及び整流部点検整備

- i 土砂、汚泥、ごみの付着、堆積
- ii 固定状態
- iii その他

b 流量変換器

(a) LCD 表示

(b) 設定内容（セットアップ）

(c) 稼動状態（システムテスト）

(d) アナログ出力（アナログアウトプットテスト）

(e) 流量変換試験及び出力確認

(f) 水路での実測

(ウ) 異常時点検

受注者は異常事態及び緊急事態の連絡を受けたときは、速やかに現場に急行し、pH 計及び流量計の機能回復に努めるものとする。

(2) マンホールポンプ場

ア 月例点検

(ア) マンホール内開蓋

(イ) 電力・電話引込盤

(ウ) 制御盤

(エ) 負荷設備

(オ) 各種測定（電力量、電流値、運転時間、絶縁抵抗）

イ 精密点検

(ア) 月例点検項目

(イ) ポンプ引揚点検

（精密点検時には月例点検の内容も実施するものとし、併せて、点検時にポンプ本体及びマンホール内部の清掃を高圧洗浄機により行うものとする。）

ウ 異常時点検

(ア) ポンプ詰まり等

受注者はポンプ詰まり等の緊急事態の連絡を受けたときは、速やかに現場に急行し、ポンプ場の機能回復に努めるものとする。

(イ) 停電時

受注者は通常の貯留時間を越える停電が発生したとき、又は、発注者から事前に工事等に伴う停電の連絡を受けたときは、排水ポンプ等を仮設し、溢水事故が発生しないよう対応するものとする。

### (3) 伏越警報装置

ア 定期点検・・・ 年2回

(ア) 制御盤（ブレーカー等の損傷他点検）

(イ) フロート（フロートの清掃他点検）

(ウ) 蓋（開閉確認他）

(エ) その他（作業後の周辺清掃他）

イ 異常時点検

(ア) 越流警報発生時

受注者は、越流警報発生時の連絡を受けたときは速やかに現場に急行する。流下状況、伏越管の閉塞、誤作動等の状況を確認し、公社担当者に連絡する。

(イ) 停電警報発生時

受注者は、停電警報発生時の連絡を受けたときは速やかに現場に急行し、制御盤内に異常が無いことを確認したうえで電源ブレーカーを復旧し、公社担当者に連絡する。

## 4 提出書類

(1) 着手時に提出するもの

ア 業務着手届（様式第 16-1 号）

イ 業務工程表（様式第 17-1 号）

ウ 管理技術者等届（様式第 18-1 号）

エ 業務計画書（作業工程、作業内容、作業実施方法、安全管理、緊急時連絡体制、作業報告様式等を明記したもの）

(2) 保守点検実施時に直ちに提出するもの（毎月）

ア 作業報告書

イ 作業写真

ウ その他調査職員が必要と認めるもの

(3) 完了時に提出するもの

ア 業務完了届

イ その他調査職員が必要と認めるもの

## 5 故障修繕等

(1) 受注者は、修繕の容易なものは直ちに修繕し、容易でないものは発注者に連絡し、その指示により処置すること。なお、直ちに修繕したものは、発注者に事後報告すること。

(2) 受注者は、点検等のため機器の取外が必要な場合は、これと同等の機器を仮設するものとする。ただし、あらかじめ発注者の承認を得たときは、この限りでない。

## 6 費用の負担区分

- (1) 保守点検に必要な測定機器及び簡易な消耗品（pH 計電極、KCL 液含む）は受注者が準備するものとする。ただし、pH 計校正液は発注者が準備し受注者に支給するものとする。
- (2) 異常時点検にかかる費用については、別途協議するものとする。

## 7 有資格者の配置

受注者は、業務を履行するために、次の各号に定める資格者を配置しなければならない。

- (1) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (2) 電気工事士または電気工事施工管理技士

## 8 安全管理及び注意事項

- (1) 受注者は、事前に作業予定を発注者に連絡するとともに、作業開始前の中央監視室への連絡、作業後の中央監視表示の異常の有無確認を徹底するものとする。
- (2) 道路上では、道路交通法等を遵守し、走行車両、歩行者等に対する安全対策を徹底するものとする。
- (3) 人孔内では、労働安全衛生法等関係法令を遵守し、酸欠事故等の防止に努めるとともに、作業員等に対する安全対策を徹底するものとする。
- (4) 人孔内の水量増による危険が予測される場合は、点検作業を中止するものとする。
- (5) 作業終了後、ポンプ制御盤及びフェンス扉の施錠を確実にを行うものとする。

## 9 関係法令等の遵守

受注者は業務委託の実施にあたって、労働安全衛生法、道路交通法その他関係法令を遵守しなければならない。

## 10 暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置

受注者は、本業務を実施するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、再委託業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、再委託業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

## 11 その他

この仕様書に定めのないことについては、発注者及び受注者が協議のうえ決定するものとする。